

平成 27 年度 第 3 回野洲市環境審議会 議 事 録

日 時：平成 28 年 3 月 11 日（金）

14:00～16:00

場 所：野洲市役所本館 2 階庁議室

【出席者】

委 員

1 号委員

市 川 委員（龍谷大学 理工学部環境ソリューション工学科 教授）

岸 本 委員（龍谷大学 理工学部環境ソリューション工学科 教授）

島 田 委員（京都大学大学院 工学研究科 准教授）

2 号委員

松 村 委員（滋賀県南部環境事務所長）

桑 原 委員（滋賀県立琵琶湖博物館 環境学習センター所長）

3 号委員

松 沢 委員（中主漁業協同組合代表）

富 田 委員（野洲市農業委員会代表）

田 中 委員（野洲市自治連合会代表）

東 郷 委員（野洲生活学校代表）

4 号委員

渡 部 委員（湖南・甲賀環境協会野洲地区代表）

水 島 委員（環境基本計画推進会議委員）

野洲市関係者

山 仲 市長

立 入 環境経済部 部長

竹 中 環境経済部 次長

吉 川 環境経済部 環境課 課長

西 村 環境経済部 環境課 課長補佐

井 狩 環境経済部 環境課 専門員

中 野 環境経済部 環境課 主任

中 井 野洲クリーンセンター 所長

南 井 野洲クリーンセンター 専門員

第 2 次野洲市環境基本計画策定業務受託者

株式会社 総合環境計画 橋 本・小 西

【配布資料】

- 資料 1 第 2 次野洲市環境基本計画（素案）
- 資料 2 旧三共株式会社野洲川工場周辺地下水モニタリングの終了について
- 資料 3－1 野洲クリーンセンター土壌中ダイオキシン類調査指標確認調査の追加調査結果について
- 資料 3－2 第 3 回野洲市大篠原地域環境保全対策委員会 会議結果
- 資料 4 生活環境影響調査事後調査（土地又は工作物の存在及び供用時）について
- 資料 5 新野洲クリーンセンター建設工事の進捗状況（平成 28 年 2 月末時点）
- 資料 6 第一三共㈱の回答（平成 27 年 12 月 10 日）について

議 事 内 容

吉川課長

大変お待たせしました。それでは定刻になりましたのでただいまより平成 27 年度第 3 回野洲市環境審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しいところ、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私環境課の吉川でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。まず初めに、本日の審議会の成立でございますけれども、野洲市環境基本条例第 15 条第 2 項による審議会の組織及び運営に関する規則第 6 条第 2 項におきまして、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないとなっております。現在 11 名の委員さんにご出席いただいておりますので、本審議会を成立していることをまずご報告いたします。本日の欠席委員さんでございますけれども、3 号委員の鈴木様が事前に欠席という連絡をいただいております。なお本日は東日本大震災の発生からちょうど 5 年になります。後ほど黙とうを捧げる放送が入りますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。大体時間ですと 2 時 45 分、46 分を黙とうの時間としてございます。それでは開会にあたりまして山仲市長からご挨拶をさしあげます。

山仲市長

皆さんこんにちは。野洲市長の山仲でございます。本日は第 3 回の環境審議会を開催いたしましたところ、年度末お忙しい中ご参加をいただきましてありがとうございます。これまで新しい環境基本計画を策定ということで委員の皆様方にはご検討、あるいはご意見、助言をいただきましてありがとうございます。従前の計画、一番最初に申し上げましたように、活動型、プロジェクト型になっておりまして、それはそれで素晴らしい成果もありましたし、いい点もあったのですが、もう少し体系型にして目標とかあるいは指標なんかもできれば加えるということでご検討いただきまして、ようやくそれなりにまとまった案に調整をいただきました。今日は最終段階で皆さんからご意見をいただくとともに、年度末になりますので当初の予定通り、最終的には来年度、28 年度の策定になりますけど、それに向けて最終的なご意見を賜りたいというふうに思っております。それと色んなプロジェクト、特にビワマスなんかも遡上プロジェクトで市民の皆様が中心に専門家もご協力いただいて取り組んでおりまして、今日は写真を用意していないのですが、ものすごくかわいいビワマスの写真を職員が撮ってくれまして、これ

もなかなか希望の持てる取り組みかなと思っております。今年、地方創生のお金がきそうですので、できれば魚道の作成とかモニタリングとかそのあたりも充実をしていきたいと思っておりますので、それもこの計画の中の一環ということで取り組みをさせていただきたいと思っております。それと今日ご報告を申し上げますクリーンセンターも順調に運んでおります。徹底的にきちんと調査していますので、ダイオキシンについても今日またご報告をいたしますが、そういうあたりもきちっと先生方にも一部ご協力もいただいておりますけれども、モニタリング等公表しながら対策を打っていききたいと思っております。それとあと、クリーンセンターに合わせて予定通りゴミ、プラスチックを可燃ごみとして集めるということでそれも対応しておりますし、少しですけれども経費の削減も、袋と言いますか、回収料金の値下げをしようということで、これも一方でご協力いただいております占部先生にお聞きすると、こんなことをやっている町はないらしいのですけれども、ゴミの発生促進にならないような形で市民負担を少し抑える形でいきたいなと思っております。様々なご報告もありますけれども、短い時間ですがご審議賜りますことをお願いいたしまして、開会にあたってのご挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

吉川課長

ありがとうございました。なお市長はこの後他の公務がございますので、退席いたしますことをあらかじめご了承ください。よろしくお願いいたします。それでは早速ですけれども、これから会議の方に移らせていただきます。まず本審議会の公開についてでございますけれども、野洲市情報公開条例第 23 条に基づきまして本審議会を公開とさせていただきます。また議事録を作成するのですが、正確を期するために本審議会の場内の撮影、それから音声の記録を録らせていただきますのであわせてご了解くださいますようお願いいたします。それでは次に配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。まず「次第」でございます。1 枚もの、裏面に委員さんのお名前を掲載しております。それと「野洲市環境審議会の組織及び運営に関する規則」ということで 1 枚もの、それから資料 1、少し分厚い目のやつですね。それから別表 1、別表 2、資料 2、資料 3-1、資料 3-2、資料 4、資料 5、資料 6 となっております。もし不備がございましたらまた事務局の方にお申し付けください。よろしくお願いいたします。それと事務局の方を簡単に紹介させていただきます。今ご挨拶を申しあげました市長の山仲でございます。それから環境経済部長の立入でございます。同じく環境経済部次長の竹中でございます。こちらの方、環境課の中野、井狩、西村でございます。クリーンセンターから所長の中井、南井でございます。それと本日議事録を作成するにあたりまして、業務委託しております株式会社 総合環境計画さんにも同席をいただいておりますのでご了解いただきますようお願いいたします。それでは議事の方に入らせていただきます。これ以降の議事進行につきましては会長の方をお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。なお本日の審議会ですけれども終了は午後 4 時の予定とさせていただきますので、短い時間ですけれどもどうぞよろしくお願い申し上げます。では会長よろしくお願いします。

市川会長

龍谷大学の市川といいます。よろしくお願いします。最初に、前回私事でちょっとこの委員

会を急に欠席することになりまして申し訳ございませんでした。岸本委員を始め皆様にはご迷惑をおかけしました。議事録は送っていただいておりますので、きちんと読ませていただいて、今日の委員会に支障のないようにして臨んでおります。特に桑原委員の国内外来種の話は非常に面白い、勉強になりました。どうもありがとうございました。それでは議事に入ります。先ほど事務局から話がありましたように、本日の審議会の終了時刻は午後 4 時ということです。で速やかな審議となりますように皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。では議事の 1 番、「第 2 次野洲市環境基本計画（素案）」について事務局から説明をお願いいたします。

井狩専門員

私の方から「第 2 次野洲市環境基本計画（素案）」の資料 1 についてご説明させていただきます。それでは「第 2 次野洲市環境基本計画（素案）」ということで、お手元に配らせていただいております資料でございます。その前にお手元に 1 枚物で別表 1、別表 2 というものをお配りさせていただいております。まず別表 1 のご確認をお願いしたいと思います。本日の第 3 回の環境審議会につきましては表の左側の箱のちょうど下ぐらいの星ですね。「第 2 次野洲市環境基本計画（素案）」の内容を確認、「第 2 次野洲市環境基本計画（素案）」に対する提言・助言という形で本日審議をいただきたいとこのように思っております。よろしくをお願いします。そしてスケジュールとしましては、平成 28 年 8 月に議会提案をして本計画の成立ということで進めていきたいと思っております。この表につきましては前回、前々回から変わっておりません。よろしくをお願いします。裏面を見て頂きますと、本日の検討事項とあって「評価の方法、チェック体制」、「計画（素案）の確認」ということでございます。次回年度明けになります。平成 28 年の 4 月、5 月ぐらいを想定しております。本日いただきました色々なご意見でありますとかご提言、ご発言いただいた内容につきましてその内容を踏まえた原案を作成していこうというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。そして次に別表 2 でございます。これまで審議いただきました審議会の内容で変更点がございますので一覧表としてお手元に配らせていただいております。一つひとつ見ていきますと時間もございませんので確認いただくということでご了解いただきたいと思います。その中で一つ基本理念ということで 5 ページ、一番上でございますけれども、前回提案させていただいておりました基本理念につきましては「里山から琵琶湖へみんなではぐくむやすらぎのまち野洲」ということで一旦お示しをさせていただいておりましたけれども、事務局案としまして、「里山から琵琶湖へ豊かな自然と暮らしが調和するまち野洲」ということで並行で提案をさせていただきたいと思っております。またこのあたりにつきましては皆さんのご意見を頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願いします。それではお手元の資料 1「第 2 次野洲市環境基本計画（素案）」の中身の方をご説明させていただきます。まず、「はじめに」ということでございますが、こちらには市長のコメントを入れて頂く予定をしております。目次がございます。そして 1 ページ、「序章」でございます。「里山から琵琶湖へつながる豊かな自然環境を次世代へ」ということで、文面の中ほどでございます。「同計画を引き継ぐ新しい環境基本計画として第 2 次野洲市環境基本計画として、平成 29 年度以降の 10 年を見通した市の環境施策の行動指針を示しました。本計画では「里山から琵琶湖へつながる豊かな自然環境を次世代へ」をスローガンとし、市民、事業者、行政などすべての個人や団体が、本計画の下で環境活動を推進していくことが安全・安心なま

ちづくりを実現する原動力になります。」ということで里山から琵琶湖につながるといこう
いったことをスローガンに進めていきたいと思っております。めくっていただきまして2ペー
ジでございます。計画の位置付けとしてでございますが、「野洲市環境基本条例」第8条の規
定に基づき、野洲市の自然環境や生活環境、また地球環境を対象として、目標とする環境像の
実現のために、どのような取組みを進めていくかという方針を定めるためのもの」でございま
す。市の上位計画でございます「野洲市総合計画」、あるいは国において「安全」・「低炭素」・
「循環」・「自然共生」の視点、また滋賀県におきましてはこの国の方の方針に加えて「人」や
「地域」の創造、「琵琶湖環境」に視点を置いたこういった取組み、社会情勢に鑑み、法や制
度等を踏まえた上で、野洲市における新たな取組みを計画的かつ総合的に推進するための第
1次計画を継承しながら実現性の高い内容に見直したものでございます。次の3ページでは
「計画の推進主体」でございます。「市民（市民団体）、事業者、行政などあらゆる主体が、そ
れぞれの立場と役割のもとで協働して取り組む」ということでございます。そして4ページに
は「計画の対象」でございます。「生活環境・自然環境、低炭素・循環社会といった範囲を対象」
としております。計画の期間につきましては平成29年から平成38年の10年間とさせていただ
きたいと思っております。5ページ、「計画の理念・目標」でございます。「基本理念」につ
きましては「野洲市環境基本条例」、それから「第1次総合計画（改訂版）」、こういったもの
を踏まえて「基本理念」は一番下の方に書いてございます、先ほど申しました「里山から琵琶
湖へ、豊かな自然と暮らしが調和するまち やす」ということで提案させていただきたいと思
っております。そしてページを飛ばさせていただきまして、6、7ページでございます。これは前
回、前々回から見て頂いていますように、基本目標1～4、こういったことで進めていきたいと
いうようにお示しをさせていただきました。この4つの柱で進めていきたいと考えております
のでよろしくお願いします。そして8ページでございます。本計画の4つの基本目標は、互い
に密接に関わっております。そういったことで下の表で示させていただいておりますとおり、
全ての分野においてバランスよく取組みを進めていく必要があるということで、この表を書
かせていただいております。よろしくお願いします。そして第3章でございます。「目標達成
のための施策の展開」。4つの基本目標につきましては、それぞれ施策の方向性でありますとか、
施策を展開していく内容につきまして書かせていただいております。前回までは施策の方針と
施策の内容まで提案させていただいております。今回は施策の取組ということで事務局案と
して提案をさせていただいております。よろしくお願いします。めくっていただきまして10
ページからでございます。いよいよこちらの方では基本目標1～4の具体的な取組み内容で
ございまして、現状・課題の方を掲げさせていただいております。まず10ページには「基
本目標1 安全で快適な生活環境づくり」、「生活環境に関する現状と課題」を書き上げさせて
いただいております。11ページにつきましては「施策の内容」でございます。下に担当する所
属、市の中の担当課を挙げさせていただきまして取り組んでいくべき内容を具体的に書かせて
いただいております。まず11ページ。「基本目標1」につきましては大気、河川、地下水、騒
音、振動、または不法投棄などの私たちの暮らしに関わる施策を推進していくための内容を掲
げさせていただいております。そして12ページでございます。これは「進捗評価のための指
標」として3.1.3でございすけれども、この「基本目標1」に対して指標として掲げさせて
いただいております。このあたりにつきましても事務局の提案でございますのでまた皆さんに

ご意見を頂戴したいと考えております。次に 13 ページ、「基本目標 2」でございます。「循環型社会・低炭素社会づくり」でございます。まずは「廃棄物及び地球温暖化に関する現状と課題」を掲げさせていただいております、平成 28 年に中間見直しを行いました「ごみ処理基本計画」で目標とします 723 g/人・日、一日あたりの排出量でございますけれども、これが平成 29 年度目標をやや上回るような傾向となっておりますことから、再度今見直しを行ったところでございます。そういった目標も掲げさせていただいて取り組みを進めていきたいと思っております。次に 14 ページでございます。この内容につきまして「施策の内容」を挙げております「3) 地球温暖化への対策」につきましては、クリーンセンターが担当課として掲げさせていただいております「ごみの焼却に伴う熱エネルギーの場内利用及び余熱利用施設への熱供給を行い、焼却熱の有効利用を行います。」ということで、サーマルリサイクルですね、余熱利用を使った施設も考えているところでございます。こういったことを取り組んでいきたいと思っております。そして 16 ページは「基本目標 3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり」でございます。これは河川、里山、農地ということで野洲市の自然のことにつきまして掲げさせていただいております。18 ページには「施策の内容」でございます。「3) 河川・琵琶湖の保全」のところの一番下の箱ですけれども、先ほど市長からの挨拶にもございましたように、ビワマス遡上対策として「ビワマスの生息状況を把握し、家棟川及び支流において生息に適した環境づくりを推進します。」ということで、ビワマスの遡上を野洲市としても取り組んでいくということで考えております。そしてめくっていただいて 20 ページ。これは「基本目標 4 環境学習の推進による市民活動の促進」でございます。これにつきましては 21 ページですが、小学校、あるいは中学校、または地域で環境学習に関する取り組みを進め充実を図っていききたいと考えております。また 2) でございますけれども、異なる分野において環境活動を連携していくためには情報の共有、相互の協力体制づくりを支援するということが必要でございますので取り組みを進めてまいります。それから市民や事業者、市民団体等が環境保全活動に取り組むきっかけづくりを支援していきたいとこのように考えております。よろしく願いいたします。そしてめくっていただきまして 23 ページ「第 4 章」でございます。こちらには先ほど見て頂きましたように 12 のプロジェクト、こちらの方を掲げさせていただいております。23 ページには第 1 次計画で取り組んでおりましたプロジェクトを、12 のプロジェクトに統廃合、あるいは見直し、新たなものも加えていながら 12 のプロジェクトを進めていきたいというふうに考えております。めくっていただきまして飛ばしますが、26 ページではプロジェクトとして「③ まちなかの緑づくりプロジェクト」ということで、積極的に野洲市として取り組んでおります、「野洲川河辺の森林を保全し、市民による森づくりを支援します。」ということでございます。写真にも見にくいですが掲げさせていただいておりますが、非常に熱心に市民団体の方で取り組んでいただいております。今後も引き続きましてこういった取り組みを行っていききたいというふうに考えております。そして隣の 27 ページでございますが、こちらは「ごみの資源化プロジェクト」です。市として今取り組んでおります小型家電の回収、資源化の啓発あるいは推進を図っていききたいと思っております。従来から第 1 次計画から行っておりました廃食油、一般家庭から出てくる廃食油を回収しまして新たに小中学校、あるいは幼稚園、保育園で石鹼化してそういった学校で使っていただくというような取り組みも進めていきたいと考えております。それから可燃ごみに混入している「雑がみ」、こういったものが結構たくさん

ございますので、これも資源化の取り組みとして進めていきたいというふうに考えております。そしてめくっていただきまして 29 ページ。「地球温暖化対策推進プロジェクト」でございます。交通対策による CO₂ の削減ということで、野洲市の方で国道 8 号バイパスですけれども、非常に朝のラッシュ時には渋滞するということで早期実現に向けて国道 8 号バイパスを開通しまして、こういった交通渋滞の解消を図っていききたいと思っています。ひいては CO₂ の削減に取り組んでいきたいと考えております。それからまた従来から行っておりましたエコドライブ、こういった講習会も引き続き取り組んでいきたいと考えております。また新クリーンセンターですが、先ほど申しましたようにサーマルリサイクルによる余熱利用の取り組みを進めていきたいと考えております。そしてめくっていただきまして 30 ページ。「⑦ みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト」です。このプロジェクト名でございますが、前回は提案させていただいておりましたプロジェクト名が変わっておりました。「みんなが親しむきれいな川づくり」という名称で、ちょっと事務局でプロジェクト名を変更させていただきましたのでご了解いただきたいと思います。この内容につきましては、やはり琵琶湖の固有種でありますビワマスが生息できる環境づくりを推進し、河川環境の保全に取り組んでいきたいという考えておりますし、生きもの観察会やエコ遊覧等を通じて、河川を知る機会を提供していきたいというふうに考えております。めくっていただきまして 34 ページ。「⑩ みんなで環境学習プロジェクト」でございます。こちらでは市民や事業者が環境学習を行うための情報の共有を図っていききたいと考えておりますし、また大学などの教育機関とも連携を図って普及啓発活動、あるいは調査研究活動を行ってまいりたいと考えております。そして隣の「⑫ 環境活動支援プロジェクト」でございます。こちらは先ほどから申し上げておりますように、新クリーンセンターの開設に伴いましてクリーンセンターに新しい拠点として様々な講座や交流を行うような、そういった施設を設けて市民、あるいは施設を見に来ていただけるような見学者を集いまして、環境の啓発などを進めていきたいというふうに考えております。めくっていただきまして 36 ページ「第 5 章」でございます。「計画を推進するために」ということでございます。進行管理のために PDCA サイクル、これを書かせていただいております。そして 37 ページには「計画の推進体制」として、こういった形で図式化して示させていただいております。そして 38 ページ以降は今まで取り組んでまいりました活動の実績でありますとか、野洲市の状況、現況を示させていただきました。「資料編」としてずっと掲げさせていただいております。56 ページまでが「資料編」となっております。57 ページが「第 2 次野洲市環境基本計画策定の経過」として 8 月に諮問させていただきました「第 2 次野洲市環境基本計画の策定について（諮問）」という写しを付けさせていただいてまして、59 ページは本日までの策定における経過を掲げさせていただいております。本日 3 月 11 日第 5 回と書いてございます。これは平成 26 年から換算しまして回数でいきますと本日が 5 回目ということでございます。以下 6 回目、それから、これから答申を控え、パブリックコメントをして策定ということで進めていきたいと思います。第 6 回以降は計画にあたって日にちの方は未定でございますので、日にちが決まり次第こちらに埋めていくという形になると思っております。そして 60 ページには審議委員の名簿を付けさせていただきまして、61 ページ以降は「用語集」ということで仕上げをさせていただいております。非常に早口で説明させていただきました。皆さんには事前にお配りさせていただいておりますが、お配りさせていただいた内容と若干変わっているところもご

ざいますが、本日提案させていただいた内容につきまして、皆さんのご審議をお願いしたいと思っております。以上でございます。

市川会長

ありがとうございました。事務局がかなり頑張られて立派な案ができていると思います。今日は素案という形になっていまして、先ほど説明がありましたように4月か5月に今日のご意見をもとにさらに格上げをしたと言いますか、原案という形で提出するということですので、今日できる限り意見を述べて頂きたいというふうに思います。それではご質問、ご意見がありましたらどこからでも構いませんのでよろしくお願いいたします。

岸本委員

以前の説明の時から目標設定とかそのあたりで表現を工夫されて改善されているので、全体として私はよいのではないかなと思うのですが。他のところで一つ気になったところが、8ページの基本目標が1～4まであるのですが、その中で「基本目標1」の「(1) 大気環境・水環境の保全対策」となっていて、他のところは大体「保全」でとまっているのにこれだけ「対策」があるのは何か意味があるのかなとちょっと気になりました。このあたりはいかがでしょうか。例えばその下だったら「生活環境の保全」とか「基本目標3」では「河川・琵琶湖の保全」、「農地の保全」で「対策」という言葉が入ってないですね。ここだけ「大気環境・水環境の保全対策」となっていて「対策」という言葉が使われていますけど、何かちょっと不統一感があるなという印象があります。

井狩専門員

このへんの文言につきましてもう一度、岸本委員がおっしゃっていただきました通り、他の内容を見ても「保全」でとまっておりますので、ここだけ「対策」ということもあり、内容をもう一度整理しまして訂正する場合、市の方で事務局として訂正させていただきたいと思っております。

市川会長

他いかがでしょうか。島田委員。

島田委員

私も岸本委員と同じようにこの基本計画ですが、まず全体の位置付けとか、色々な要素と野洲市の総合計画とこの基本計画がどのように連なっているのかとか、すごく全体を見渡して常に、もちろん個々のプロジェクトが主役なのですが、その中で自分たちのプロジェクトがどのような位置付けになるのかすごく確認しやすい内容になっているので、すごくいい基本計画だなと思っております。ただ、また細かい話なのですが、6ページのこのちょうど野洲市の総合計画と国と県の基本の目安のところ、県の環境負荷低減と野洲市の総合計画のところの中に「第2次野洲市環境基本計画を構成する基本の4要素」というのがここに書いてあるのですが、これは図のタイトルと同じでここに書いておくとか何か分からないんじゃないか

など。今ご説明を聞いていてふと今気が付き、事前の時に言ったら良かったのですが。ここに書く必要がないような気がするのですが。基本の4要素という、タイトルの「要素」というのがちょっと気になったのですが。

井狩専門員

島田委員がおっしゃっていただきました通り、表の中ほどに書いております「第2次野洲市環境基本計画を構成する基本の4要素」、これは下の図2.2.1でも表題として書かせていただいておりますので、これは削除させていただきたいと思います。

島田委員

ない方がいいですね。特にこの図はすごく重要だと思うのです。総合計画の方針が示されて、国の方針と県の方針がどのように絡んでこの基本計画がどのような位置付けなのかということですので、重要な図であるため中にあまり色んな言葉を書いていない方がいいと思います。ちなみに4要素って目標とは違うのですか。

吉川課長

「4つの基本目標」というふうに変えさせていただきます。

島田委員

きっと初めの策定の段階から段々固まってきて残っているのだと思いますけど。

市川会長

ありがとうございます。「4つの基本目標」で統一するということとします。大筋は皆さん事前に読まれてきていてご理解いただいていると思うのですが、細かなことでも構いませんのでよろしくお願いします。私の方でちょっと細かな話なのですが、17ページの下に「農地の保全の現状」というふうに書いてあり、「地球温暖化により、米の品質低下が顕著に現れてきています。」と書いてあるのですが、これは日本全国の一般的な話なのか、野洲市の話なのかどちらなのでしょう。

井狩専門員

これは野洲市に限りません。

市川会長

そうですね。野洲市に限らない話ですね。ここで野洲市の米が品質低下をしているというふうに誤解を受けてしまう可能性があるので、一般的な話だということが分かる方がいい。

富田委員

最近、県の方で温暖化といいますか、この暑い気候に合うようにといって品種が改善されまして、新しい品種として数年前に「みずかがみ」というのが出ました。それが今まではまだ新

しくて野洲市の JA のカントリーでの取り扱いはなかったのですが、今年度の今の作付からこの秋に初めて JA でも「みずかがみ」という新品種を取り扱いますよということです。

市川会長

地元の野洲市の方が読めば分かるんですかね。

富田委員

県の方でも地球温暖化に向けて新しい改良品種を出したというのはまだ全然書かれていないのですが、そのあたりを少し突っ込んでいただけたら嬉しいんですけど。一般の方にはちょっと分かりにくいですね。

市川会長

私が少し心配したのは、野洲市のお米が悪くなっていると思う人もいるんじゃないかと思ったので、誤解を受けないように書いた方がいいんじゃないかなと思ったのですが。実際に温暖化対策用のお米がすでに滋賀県としては導入されてきているということですね。

西村課長補佐

今のご指摘の部分については上から 4 行目、「気温の変化や災害などに影響されない品種の導入」というもので、具体的には謳えていないのですが。

島田委員

この品種の導入は滋賀県のことで、会長がおっしゃった米の品質低下が顕著に表れてきているというのは例えば日本でとか、世界各地でとか、何かちょっと区別したらどうですかね。

西村課長補佐

分かりました。それは「全国的にも」というような文言を入れるとか。

島田委員

例えばその後の品種の導入のところで、特に滋賀県が推進しているというのを強調されなければ「滋賀県では」とか、「本市では」とは言えないかもしれないですけど、そのように少し全国で表れているけれどもこの滋賀県では導入が進んでいると言うとすごくよりアピールになるんじゃないでしょうか。

市川会長

国とか世界の話と、野洲市、あるいは滋賀県の話とを区別して分かりやすく書いていただければと思います。少し関連して地球温暖化の話で 13 ページですが、地球温暖化の現状のことが書かれていて、去年の末に COP21 があったので少し力が入ったのか、ここもバランスからいくと少し一般的な話が多すぎると思います。この平成 25 年に公表されたから最後の 3 行ぐらいまでが世界の話とか日本の話なので、もう少し野洲市のお話を増やした方がバランスとしてよ

いのではないかなと思いました。そこはいかがですか。

井狩専門員

確かにおっしゃったように **COP21** がついこの間ございましたので、そのことが強調されすぎているというのは確かに懸念される場所ですので、おっしゃったようにもう少し本来は野洲市のことを書くべき基本計画でございますので、もう少し野洲市に目線を置いた内容に考え直したいと思います。よろしくお願いします。

桑原委員

先ほど 17 ページの下で議論になっていたところですが、大きなタイトルが「自然環境に関する現状と課題」、基本目標が「里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり」ですね。その現状と課題で 3 つ挙がっていて、「農地の保全の現状」というタイトルになっておりますが、先ほどから議論になっている、何となくこれ農業をどう守るかみたいな話になっています。農地を守ること、農地の保全をすることで一体何を守りたいのか、というところがちょっと出ていないような気がします。最後に「生態系に配慮した「ゆりかご水田」を推進しています。」と出ていますが、これと最初のお米の品質うんぬんのあたり、これとがちょっと文章として違和感がある。それとタイトル「農地の保全と現状」とその前の 2 つ「河川・琵琶湖の保全の現状」、「里山の保全の現状」というのは割と保全の活動というのでしっかり書かれていると思うのですが、温暖化に強い品種を導入すれば農地が守れるのかなというふうに取れてしまう。それは少し違うような気がするのですが。例えばそれを入れることで農地をもっとしっかりと農業者の方に守ってもらって、それで環境をどうしていくかという話になると分かるんですが。

富田委員

強い品種というのはいわゆる県が推進しているこだわりで、あれでしか対応したらいけないというものですよね。

桑原委員

そんなことはないと思います。「ゆりかご水田」と「みずかかみ」というのは多分別の話だと思います。

富田委員

農協などでも受けてくれるのはこだわり米としての「みずかがみ」です。そういう方向になっているのですが。一般のいわゆる農薬を使ってということでは受けないことになっているはずです。

桑原委員

だとすれば、ここはそういうふうな形で農薬を使わずに、特に今のお話しだと最後のこの 2 行は生きてくると思うので。

富田委員

環境こだわり農業ですよ。これで作った「みずかがみ」を受けますよというような話ですね。

桑原委員

そういうふうな書き方をされた方がよい気がします。そのあたりが少し読み取れないので、先ほどのように品質うんぬんの話になります。野洲市としてどういうふうに農地を守っていきたいのかというのを出示してもらった方が分かりやすいんじゃないかなという気がするのですが。この3つ目の「農地の保全の現状」だけ読んでみると少し違和感があるので。

市川会長

事務局、よい案がありますか。農地の保全につながるような感じで2、3行書き写していただけるとよいと思うのですが。

吉川課長

今の桑原委員のご提案もそうですし、他の皆様からも色々ご指摘いただいている部分ではございますので、少しここは修正をさせていただくということで、今この場で具体的にどういふふうに調整するのかはお答えできませんが。

市川会長

では、この「農地の保全の現状」のこのところをもう一度事務局の方で調整いただけますか。

吉川課長

はい、ここはもう一度練り直したいと思います。

市川会長

この件はこれでよろしいでしょうか。他のところで、本当に細かなところで構わないので言うてくだされば。

渡部委員

廃棄物の現状で10年間横ばいが続いているということですが、これに対する適切な施策みたいな部分が、どのような内容で現状取り組むのとかですね、繋がっていないような感じがするのですが。14ページでいきますと「廃棄物の適正処理で分別収集の徹底」と書いてあるのですが、内容はまだまだたくさんあると思うんですけど、これによって横ばいの状況が減少になっていくのかどうかですね。

市川会長

事務局、今お答えできますか。

・・・・・・・・ 東日本大震災が発生した日であるため黙祷 ・・・・・・・・

吉川課長

ごみ分別収集、ごみ減量化の件で基本計画ではこういった書きぶりにさせていただいているのですが、具体的には「一般廃棄物処理基本計画」というのがございまして、先ほども触れていましたけれども、ここでは別途どのように減量を推進していくかというのを具体的に提案してございます。分別とかあるいは資源化とかにご協力いただいていますので、野洲市の場合は結構水準としては非常にレベルの高い状態にはなっています。たださらにこれを推進していこうと思うと一層、先ほどあった「雑がみ」の回収、燃えるごみの方に今たくさん入っていますので、ここをもう少し積極的に資源化の方に皆さんにも呼びかけまして資源化を図っていこうじゃないかということです。一方で、新しくクリーンセンターを建てて今後 25 年間操業していくわけですが、そこではプラスチック類を可燃処理するということで、これをエネルギーとして熱エネルギー、熱回収としてこれを再利用していこうというような方向で考えています。平成 28 年の 10 月以降のごみ収集、あるいはエネルギー回収について大きな転換期を迎えているところですので、ここでももう少し詳しく書けば良かったかも分かりませんが、基本計画としては大枠の中で大きな視点でこのような書きぶりで書かせていただきたいというのが事務局の提案でございます。

市川会長

ごみ処理基本計画の話をどこかに入れてはどうでしょうか。

吉川課長

13 ページに書いてあるのですが。

市川会長

そこにも書いてあるのですが、それがもう少し分かるような記述はどこにもないわけですね。それと 15 ページの「一般廃棄物処理計画」の目標とはまた違うのですか。

井狩専門員

15 ページの 1 人あたりの一般廃棄物の排出量、これはごみ処理基本計画と整合をとっておりますので、そういった形で関連事業としてごみ処理基本計画を見ながらこの環境基本計画を推進していくというように、双方連携をとっております。

市川会長

もう少し詳しく説明を書いた方がよいというご意見ですか。そこはもう少し各ごみ関係の計画がわかるように少し加筆して頂くという事でよろしいでしょうか。

井狩専門員

13 ページの先ほどおっしゃっていただきました「地球温暖化の現状」のところと、廃棄物の現状のところのバランスが少し地球温暖化の方にたくさん文言が入っていますので、もう少し文言を整理、バランスを考えましてもう一度考え直していただきたいと思います。

市川会長

皆さん、基本理念はよろしいでしょうか。基本理念が一番重要というか、一番ずっとついてまわるものなので基本理念に好き嫌いはあると思いますが、これについても何かありましたらおっしゃっていただければ。

最初に説明がありましたように、4 月、5 月ともう一度意見を聞いて原案を提出されるということですが、その段階でほぼ 99%固まった段階になるわけですね。この場では意見が出ないかもしれませんが、これを持ち帰っていただいて何かご意見があれば市の方に意見を述べてもらっても構わないわけですね。

井狩専門員

はい。ご意見をいただきましたら。

市川会長

それはいつまでに意見を言えばよろしいですか。

吉川課長

具体的にはいつまでというのはないのですが、次回最終まとまったものをということになりますので、それまでにご意見をいただければと思います。少し段取りとか構成の関係もありますので、できましたら今月中ぐらいを目途にご意見をいただけるとありがたいなと思っております。

市川会長

今月中だと十分見る時間が皆さんあると思いますので、今日結構分厚い資料ですので持ち帰っていただいてご意見があれば今月中に井狩さんの方にご意見を言っていただくということでもよろしいでしょうか。それでは「議題（1）第 2 次野洲市環境基本計画（素案）」についてはこれで終了いたします。それでは「議題（2）旧三共株式会社野洲川工場周辺地下水モニタリングの終了について」を事務局から説明をお願いします。

西村課長補佐

環境課の西村と申します。座ってご説明申し上げます。資料は右肩に資料 2 と書いてあるものです。「旧三共株式会社野洲川工場跡地の周辺地下水モニタリングの終了について」ということで、ご説明を申し上げます。前々回、本年度の第 1 回の審議会におきまして今申しました議題についてご審議いただきましたところ、ご出席の委員からモニタリングの重要性ということについて貴重なご意見を頂戴いたしました。そうしたことから、その場の審議会において結

論を見送ることとなりました。そういったご意見を踏まえた上で、今後どのようにモニタリングを進めていくのか内部で検討を進めてまいりました。その結果ということで、結果から申し上げますと表題にありますように 1 ページの上段に書かせていただきましたが、旧三共株式会社野洲川工場跡地周辺の地下水モニタリングについては一旦終了する。しかしながら、旧工場跡地内において土地の形質の変更が行われた場合や第一三共株式会社が旧工場跡地の観測箇所継続して実施を今もしているのですがモニタリングをしております。そしてその数値を野洲市に報告しておりますが、その地下水のモニタリングの数値に異常な値を確認した場合には旧工場敷地の周辺の地下水モニタリングについても再開を検討することとしたいと思っております。見出しの 1、2、3 のところについては前回もお話しさせていただいておりますので割愛の方をさせていただきます。2 ページをご覧ください。「4. 総クロルデン類における指針値」ということで、環境省が定める指針値は 1.3 になっております。その下の「5. 旧工場跡地周辺地下水の総クロルデンの検出結果及び推移」ということでございますが、こちらについては工場周辺の地下水のモニタリングにおいて唯一農薬類が検出されている箇所は、通常私たちは「野洲-8」と呼んでいる計測ポイントですが、その位置というのがこの資料の最終ページの地図にあります。ほぼ真ん中あたりに薄く○を示しております位置になります。この井戸観測所からのみ POPs 類である総クロルデンが継続して今も検出をされております。また資料 2 の 2 ページに戻っていただきたいと思います。この井戸から検出されている総クロルデンの最大値は 0.53 $\mu\text{g}/\text{l}$ です。先ほど申しました環境省が定める指針値の概ね 2 分の 1 になります。またこれまでの検出された値の平均は 0.23 $\mu\text{g}/\text{l}$ です。環境省で定める指針値の 5 分の 1 ということになります。またこれら検出された数値の推移を以下のグラフで示しておりますけれども、昨年 12 月の時点で 0.17 $\mu\text{g}/\text{l}$ 、そして直近の 0.16 $\mu\text{g}/\text{l}$ というのは、日は書いていないのですが、今年の 3 月が 0.16 $\mu\text{g}/\text{l}$ になります。こうしたことで、大変値としては指針値からは大きく開きがあるという状況であります。旧三共株式会社の野洲川工場の敷地内の観測箇所からは総クロルデンは実は検出はされておられません。そういったことを踏まえまして 3 ページの見出しの「6. 旧工場跡地周辺の地下水モニタリングの結果について」でまとめましたとおり検出値は低いレベルでありますし、値に変動はありますが少しずつとはいえ安定して減少しているという状況です。仮にこの井戸から汲み上げた地下水を飲み続けても健康への被害はないというふうに市では考えております。よって「7. 総括」にもありますように、旧三共(株)野洲川工場跡地周辺の地下水のモニタリングは概ね今まで 10 年実施してきたわけですが、その結果も踏まえて一旦終了させていただきたい。ただし、先ほど申しましたように旧工場敷地内において土地の形質の変更等による地下水への影響が懸念される場合や、第一三共の敷地内で継続して実施されておられます地下水モニタリングのデータに異常な数値が発見された場合には周辺の地下水モニタリングを再開することといたします。以上簡単ではございますが審議事項 (2) のご説明とさせていただきます。

市川会長

ありがとうございました。重金属類は検出されていないということです。それから総クロルデンはこの 10 年間指針値より十分低い値であったということで、モニタリングは終了したいということです。いかがでしょうか。

島田委員

確認したいのですが、この資料は市民の方に公表されるのですか。これは会議のためだけですか。

西村課長補佐

今回作ったのは会議のために作ったものですが。

島田委員

何が言いたいかと言いますと、もしこのまま市民の方に出すと、結局、野洲市がモニタリングしているのは旧工場跡地周辺で、三共はずっと継続して敷地内をやっているという区別が少し文章の中でモニタリング、モニタリングって出てきますが、どちらがやっているのかというのが分かりにくいのです。特に、多分 1 ページの最初のところなどそのあたりが分かりにくいので、もし何か外部に報告として出される場合、どこがどこを測っていて今回やめるのは野洲市が測っているところで、ただ敷地内ではずっと三共がやっている。そのような説明を付けておかないとモニタリングの結果に異常な数値が確認した場合は、敷地内と敷地外でどちらで確認されたのか分かりにくいので、そのあたりはもし市民の方に公表される場合はしっかり区別して、敷地内ではずっと三共が今後続けていくという事実も書いておいていただきたいと思います。内容につきましては指針値を下回ったものですので、周辺としてはモニタリングを一旦終了されるのは私はそれで大丈夫だと思います。例えば形質変更が生じたとかモニタリング結果に異常な値を確認したという場合も、結局、三共はずっとモニタリング結果を常に市に提供しているというパイプといいますか、それも例えば月に 1 回とか年に 1 回報告が途切れなくきちんとなされているということが大事ですので、常に報告が定期的に来ているということも、それもされているのでしょうけれども、そういうがあるのでその報告結果を見て、異常な数値があれば通報する情報網があるとか、そういうのが確認されていたらいいと思います。そのような敷地内のモニタリング結果を常に野洲市に報告されているんですね。そのされているということを公表されるのであればどこかに書いて、その報告値を見てもし異常な数値でしたと報告があればもう 1 回周辺として、野洲市としてモニタリングするというようなご説明の方がよいと思います。形質変更も同じですが、その後ちょっと色々この前の太陽光発電の話もあるのですが、そういう形質変更とか何か土地の利用の形態を三共が変えるというのもすぐさま野洲市の方に報告があるという、把握できるのだということをきちんと確認した上でモニタリングを再開することができる体制が整っているというようなことを保証というか、やめるけれどもそういう対策になっているので、常に周辺の濃度というのがきちんと把握できる体制が整っているということを少し加えておいていただければこのモニタリングの終了に関しても多分市民の方にも理解を得られると思います。

吉川課長

このモニタリングですが、今おっしゃられるように紛らわしい部分は事実なので、そこは考えます。そもそもこのモニタリング、旧三共工場跡地の外、敷地外のモニタリングがなぜ始ま

ったのかというところですが、平成 18 年に工場跡地の、後でそのことにも触れますけれども、工場敷地内の汚染土が確認されましたのでそこを今の現第一三共さんが洗浄をきちんとやって基準値以下に安全な状態にしましょうというようなことで行われました。その時に形質の変更と言いますが、土を掘ったりあるいは盛ったりすることを言うのですが、地下水が下流の方に影響するかも分からないということがありましたので、「市三宅」という自治会と「野洲」という自治会を対象に井戸をお持ちの方に声を掛けて、一番最初、124 箇所の井戸の調査から始まっています。いずれも今日に至るまで異常な数値は全くどの井戸からも検出されていません。安全である確認が取れた時点で、もう私のところはいりませんよということで順次数を減らしていったのですが、現在は 15 箇所となっています。先ほど言った重金属類というのと、農薬類から検出される成分の POPs 類というのと 2 種類に分けて調査をしているのですが、いずれも基準値以下、あるいは検出されない、出てきていませんということでしたので、それが約 10 年間ずっと続いているということですのでもう安全宣言してもよいのではないかなという判断です。この情報は、今まで市民の皆さん全部には情報提供はしていません。異常値も出ていませんし、地元の自治会にはきちんと情報提供をして回覧をしていただいてそこは安全、安心ですよということは確認していただいていますけれども、市民全員に対してその情報提供を今まではしていなかったということです。一方で敷地内の水質の状況については、これは第一三共さんがモニタリングされました。このことは後でまた触れ報告させていただきますけれども、それはまた別途継続的にモニタリングをするということになっているというところなんです。

市川会長

島田委員が言われていたように、念のため市が実施しているという文章をタイトルとかに入れておいていけばよいのではないのでしょうか。

島田委員

特に全部はお知らせしていないと言っても終了ということを言うっておられるので、誰がしているのが終了で、だけどこの土地ではまだ敷地内ではやっているとか、という区別をきっちりしていただいた方がよいと思います。始める時よりもどちらかと言えばこういう汚染箇所の測定をやめるという話は、やはり経緯をきっちり説明しないといけないので、誰がやっているのをやめるのか、だけど続けているモニタリングがありますので、そのあたりは多分この資料自体が公表されないにしても何かもし説明をされる時は、常にそういう区別をしておっしゃった方が誤解を招かないと思います。

市川会長

ありがとうございます。一番最初のこの資料の公開についてですが、この野洲市の環境審議会は一応公開の委員会ですよね。資料は公開されているのではないのですか。

吉川課長

公開しています。

市川会長

公開していますよね。だからこの資料 2 は公開資料なので、今日の委員会の意見をもとに修正をしたものを公開していただくということになりますか。

吉川課長

そうですね。審議会の資料としてこういう資料を使って審議しましたということは公開します。

島田委員

そのようなことであれば、やはり本市が行っているとか、三共が行っているとか少しくどこいかもしれませんけど区別していただければと思います。特に 1 ページの上のところの 5 行くらいを読んでいると、誰が何をやっていてというのが少し端折られているところがあるので。総括のところはもう少し詳しく書いてありますが、そのあたりを注意されて少しだけ補足していただければと思います。

吉川課長

わかりました。

市川会長

市が実施しているモニタリングを終了することについてはよろしいですか。

島田委員

はい。異論はありません。

岸本委員

私もこの方針は全然異議ないのですが、2 ページのデータを見ていると常に 8 月頃にピークがきていますね。もしかしたら、夏ごろに地下の水位の変化、横に川があるので川と陸地側の水位の違い、例えば多分 8 月だったら水田が冠水していない状態だと思いますので、それによって陸地側の水田では地下水位が下がって河川側から水が入ってくるとか、多分そういう季節的な地下水位の変動ですね。その影響を受けているような印象がすごくあるのですね。もし過去に水位とかを取ったデータがあればそれを解析されると、このクロルデンの排出源がこの井戸から見てどの方向にあるのかというのがある程度推定ができる可能性がありますので、今回のこの取りやめの話とは全く別の話にはなりますが、もし余裕があればご検討された方がよいのではないかなというふうに思います。

市川会長

現状で何か分かっていることはありますか。地下水位の話とかで。

西村課長補佐

現状はこの方向に地下水が流れているであろうというのは分かっているのですが、定期的な地下水の量のデータというのは今持ち合わせていないです。

市川会長

夏に増えるとか減るとかという話は分からないわけですね。

吉川課長

先ほど言いましたが、一番最初、たくさんの井戸を観測したのですが、どの井戸からもクロルデンは検出されていないんですね。唯一、「野洲-8」という所からごく微量ですが出てくると。だけど、それが上下していると言うものの、極めて安全、安心レベルなので、ということですし、もう一つは第一三共の敷地内からの地下水からはこのクロルデンというのは出てきていません。ですから、なかなか特定するというのは難しいというのが実情です。

市川会長

それでは、市が実施しているモニタリングの終了については了承されました。これで議事(2)が終わりましたので、次は報告事項ですけれども、「報告事項(1) 野洲クリーンセンター土壌中ダイオキシン類調査指標確認調査の追加調査結果について」、それから「報告事項(2) 第3回野洲市大篠原地域環境保全対策委員会 会議結果について」、「報告事項(3) 生活環境影響調査事後調査(土地又は工作物の存在及び供用時)について」、「報告事項(4) 新野洲クリーンセンター建設工事の進捗状況について」を一括でご報告をお願いします。

南井 野洲クリーンセンター専門員

野洲クリーンセンターの南井と申します。報告事項の1つ目と2つ目が関連しますので、資料3-1をご覧ください。「野洲クリーンセンター土壌中ダイオキシン類調査指標確認調査の追加調査結果について」ということで、前回の環境審議会の時に12地点の確認調査の結果をご報告いたしました。その際に、さらにセンターの西側の5地点についても追加調査を実施するということでご報告をいたしましたけれども、その追加調査の結果が出ました。結果についてはその裏面ですけれども、裏面の下の方になりますが、クリーンセンターの西側の5地点で、「B5」が59pg-TEQ/g、「C5」が62 pg-TEQ/g、「D5」が34 pg-TEQ/g、「C6」が53 pg-TEQ/g、「D6」が35 pg-TEQ/gということで、値としましては34~62 pg-TEQ/gという値で、総まとめのところですけれども、調査結果については環境基準値と比較すると数十分の一の値であり、また土壌調査指標値250 pg-TEQ/gも下回っており、センター直近の周囲法面に比べ比較的低い濃度であったということでございました。今後の対応の確認ということで、2月10日に開催されました第三者委員会(第3回大篠原地域環境保全対策委員会)ですけれども、こちらにおられる市川先生が委員長として、岸本先生が副委員長としてお越しいただいているんですけれども、一応今後の対応としては前回11月9日の第三者委員会で指導があった恒久対策「センター直近の周囲法面部分の土壌を掘削除去し、除去後に対策効果の確認を行う」という対策ということで確認をいただきました。また、今後センターの解体

工事に併せて、センター直近の周囲法面部分の土壌の掘削及び対策効果の確認調査等を計画していきます。また、解体工事後に行う約 20 地点の継続モニタリング調査以降の調査実施については、継続モニタリング調査結果により、本第三者委員会で判断するということになりました。そして、その第三者委員会の会議結果が資料 3-2 になります。先ほど説明いたしました経緯、内容等が書いてありまして、議事としましては先ほどの「土壌中ダイオキシン類の調査指標確認調査の追加調査結果について」が 1 つ目。2 つ目に「周辺河川等水質中ダイオキシン類の追加調査結果について」も書かれています。3 つ目の議事が「生活環境影響調査事後調査（土地又は工作物の存在及び併用時）について」で、その計画の内容についても協議いただきまして、それぞれ委員の方から意見をいただいた内容をまとめたものでございます。内容は、またご覧いただきたいと思います。今の第三者委員会の中で審議いただいた生活環境影響調査事後調査の計画の内容については資料 4 になります。資料 4 をご覧ください。「生活環境影響調査事後調査」ということで、新クリーンセンターの稼働後の調査ということで、土地又は工作物の存在及び併用時についてということですが、平成 25 年 8 月に「新クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査書」で、その中の第 5 章に事後調査計画ということで、事業予定地及びその周辺地域の環境保全を図るために予測・評価、またその結果の確認を行うために事後調査を実施するというふうに書かれています。事後調査結果の内、工事実施時については造成工事、建設工事を今現在実施しております。事後調査計画については真ん中ですが、土地又は工作物の存在及び併用時ということで、表 5.1.2-1 (1/2)、まずは発生源調査というのがあります。これが 1 ページの下半分。1 枚めくっていただいて、事後調査計画の環境調査ということで、これはもともと生活環境影響調査の調査書の方で書かれていたもので、その部分を抜粋したものです。そして 2 ページの一番下の注意書きのところを見て頂きたいのですが、「調査地点等の詳細は、大篠原地域全体の環境保全と向上を図る目的で設置する第三者機関において協議のうえ決定する。」と書いておりまして、この第三者機関が先ほどの第三者委員会である「大篠原地域環境保全対策委員会」になりますので、ここで協議をいただいたということになります。具体的な計画の内容になるのですが、次の 3 ページの A3 のものですが、先ほどの内容をもう少し細かく調査地点、調査方法、調査時期、スケジュール等書いたものになります。参考に一番右側に施設運営上の法定及び任意測定の内容も記載しました。各項目、そしてそれぞれに対してスケジュールを載せておりまして、年間スケジュールとしては平成 28 年 10 月以降クリーンセンターが稼働しますので、それから 1 年間ということになります。項目によっては○をした部分を実施するということで、例えば施設の悪臭というところについてはスケジュールのうち平成 29 年 7 月～9 月のところに○があり、悪臭については夏場に臭気が最も強くなるということになっています。また景観の部分ですけど、下から 2 つ目ですが、これについては平成 28 年 10 月～12 月ということで、この予測の際に最も景観が悪くなるというのが、現センターと新センターが 2 つ並ぶ時期が最も景観が悪化するということでしたので、現センターの解体工事が始まるまでの間に行うということになっています。あとは項目によっては稼働後すぐに行うもの、それから一年間通じて行うもの等記載しています。また調査地点につきましては、基本的に生活環境影響調査を行った地点ということになりますけれども、具体的には 4 ページの方になります。敷地境界地点での施設の騒音、振動、悪臭の地点になります。現センターの下体育センタ

一の横のところで事前にここで測定しますので、同じ地点で測定を行います。では 5 ページになります。大気質の調査地点ということで、まず緑色の沿道大気、これが国道 8 号のところで主要なルートということでこの地点となります。そして環境大気質におきましては青色の丸印で No.4 が大篠原自治会館の場所、そして No.2 が大篠原出町入町、No.3 が竜王町の鏡自治会の場所。この 3 点がもともと事前に調査している所です。そして 6 ページが騒音・振動・交通量調査の地点です。緑色の○が沿道で、これも今国道 8 号の主要ルートということで設定しています。そして交通量はクリーンセンター入口の所です。これももともと行った地点と同じ地点でございます。7 ページが水象、流量ですけれども新センターの予測の中で、天神川流域の方が影響を受けるのではないかとということがありましたので、天神川流域の NO.4 の所で調査を行っています。場所については以前と同じところになります。8 ページは水質・底質の調査地点です。こちらについては天神川流域ということで、この 3 地点について調査を行っています。稲荷川流域については別の継続モニタリング調査がありますのでこちらの方で行っています。それから 9 ページですけれども、地下水の調査地点です。これは造成工事、そして建設工事で現在地元の方で 2 か所、井戸をお借りして調査していますが、その井戸を継続してお借りして調査するということになります。最後に 10 ページ目ですけれども、景観調査地点ということで、全部で 9 地点ですけれども近景・中景・遠景について事前に行った調査地点と同じ地点で景観がどうなったかということ进行调查します。以上が調査計画の案になりまして、2 月 10 日の第三者委員会で協議いただきまして特に意見等ございませんでしたので、また 28 年度上半期に実施計画を作成して審議いただきたいと思います。それでは資料 5 になります。「新野洲クリーンセンター建設工事の進捗状況」ということで、2 月末時点の状況を資料とさせていただきます。全景としてはご覧の通りでございます。左側の建物がリサイクルセンター側になりまして、屋根工事と塔屋部分の塗装ができてきたということになります。内部では壁と天井の下地工事が進んでいます。そして中ではプラントの据え付けが終わっております。右側の方が、煙突の部分で養生しております。熱回収施設では建屋鉄骨も組み上がってきまして中もプラント機器が据え付けられています。そしてその下 4 枚の写真がありますけれども、リサイクルセンター側の写真になります。左上の方がリサイクルセンターのプラットホームの状況です。右上がペットボトルの手選別のコンベヤが設置されている状況です。左下のところ、これがリサイクルセンター 2 階の研修室です。ここには最大 100 名程度入ることができます。右下は、計量棟と渡り廊下となっております。そして裏面を見て頂きますと、裏面が熱回収施設の写真になります。左上ですけれども、熱回収施設のプラットホームのコンクリート打設が完了したところです。見て頂いている奥の方にゴミピットができて、投入することができます。工事の状況としては右上の方から見ていきまして、消石灰のサイロを取り込んでいる状態が写っています。左側の真ん中の部分ですけれども、銀色の機器がガス冷却室、その奥に空気予熱器が設置されています。そして左下のところが焼却灰を灰ピットへ送り込むためのコンベヤです。排ガスの処理を行うバグフィルタが右下ですけれども据え付けられている状況で、2 月末時点での進捗率としましては 63% です。これから 4 月、5 月と進んでいきまして建物が出来上がります。試運転が始まる前の 6 月頃に市民全体の現地説明会を開く予定となっております。以上でございます。

市川会長

はい、ありがとうございました。クリーンセンター関係の4件ご報告いただきましたけれども、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告事項の5番目、「第一三共㈱の回答（平成27年12月10日）について」の資料6についてご説明をお願いします。

吉川課長

それでは「(5) 第一三共㈱の回答（平成27年12月10日）について」ということで私の方から報告させていただきます。資料6でございまして、これまでの流れを簡単におさらいしますと、一番最後のページをご覧くださいなのですが、ここに3つに分けて流れが書いてございます。(1)、(2)、(3)ということでこれまで第一三共の中で汚染されたものを処理されたのはこの3回に渡って行われています。一番左の「水銀・ヒ素含有の農薬処理」ということで、野洲市が要望していたのは実はこの(1)が対象になっています。「(2) 汚染土の浄化処理」というのは第一三共自らが敷地内の汚染土を洗浄されて処理されたということです。一番右の「埋設農薬の処理」というのは、農薬そのものであるBHCとかDDTとか農薬そのものを処理したということです。この(3)については県の補助金、市の補助金、国の補助金も混じっているのですが、行政も支援して処理された流れが一つ大きくあるということです。今申し上げた(1)のところですが、実は過去に火災が起こりまして、そこで焼けた廃材等が敷地内に埋設処理されています。昭和30年代の話です。その昭和30年代の火災のものが平成4年に搬出されています。多くは搬出されているのですが、土に埋設されていたものですから染み込んでしまっている土もありまして、これが汚染された土ということになります。それを大きなコンクリートのピットを設けてそこに埋設して、上にもきちんと蓋をかけて外に出ないように密封した状態で処理されているという状況に今現在もなっています。1枚めくっていただいで図面があると思いますが、どこに埋設されているかというのがこの図で示しているものがございます。薄く緑色に塗っているところがこの場所になります。全体の量で2つ合わせますと約26,000 m³と非常に大量のものがここに埋設されているということが一番大前提になります。少しくどういふですけど、おさらいになりますが、実はこの第一三共の敷地が6.4ヘクタールありますが、ここに太陽光発電をしたいという提案がございました。太陽光発電そのものは別によいのですが、今申し上げた埋設処理されているものが撤去されないまま上に太陽光パネルをのせるということは、以降数十年、最低20年ですけれども買取の関係とか電気の買取制度の関係もありますので、20年間はそのままの状態が続くということになります。これは別に違法なことではなくて、法的には問題はないのですが、我々野洲市としてはこれを除去してほしいということを要望いたしました。これが今までご提出させてもらっている資料ということで付けさせてもらっています。最終的に野洲市のそういった要望を受けて第一三共さんが社内で検討された結果を、昨年の12月10日に第一三共本社の総務部長がこちらの方にお見えになってそこで市長に報告されたという流れになっています。その流れがあっちこちとなって申し訳ありません。資料6のこの1枚めくってもらった裏のところにその流れが書いてございます。第一三共さんは太陽光発電事業をここでやろうということで、かなり内々に進められてきたのですが、市の要望を受けてそれを結果的には太陽光発電を中止しまして、現状のままで

適正管理しますということを回答されたというものです。市長との面談のやり取りの中で、市長はここに付けさせてもらった文面、回答、書面を読んだ上で野洲市がもともと要望していたのは、太陽光発電を中止してほしいということではなくて、一番最初に申し上げた埋設されているものをきちっと除去してほしいと要望しました。除去することが、この6.4ヘクタールの土地の将来展望につながるのではないかと考えられました。今の状態ですと土地利用も進みませんので、唯一可能性があったのが太陽光発電ぐらいなものでしたから、そうではなくて色々な土地利用が進められる展望のある場所というふうにするためには、早く除去をお願いしたいと、改めて口頭ですけど面談の中で申し上げたということです。このような流れになっております。12月10日から3か月たっているのですが、その後社内で検討するとは回答には書いていますけれども、今のところ第一三共からの連絡はまだ何もないというのが現状でございます。先ほどのモニタリングの話ですけれども、この敷地内の井戸から観測されているものはエンドリンという、これも農薬を生成する時に出てくる物質なのですが、エンドリンという物質が規定値以上に今も出ています。出た地下水は活性炭除去をされまして、規定値以下、安全な水準まで水質を改善したものを放流されているというのが現状です。このエンドリンが規定値以上ずっと出ていますので、これについては第一三共が責任を持って今後もモニタリングを続けまうということです。もう一つエンドリンの他にデルドリンというちょっと聞き慣れない名前ばかりですけれども、デルドリンという物質も変動はしていまして、出る時と出なかったりする時があるのですが、この2種類の有害なものが観測を今もしているという状況です。そこは第一三共が今後も責任を持ってモニタリングを継続し、滋賀県南部環境事務所にきちんと報告するということになっているということです。野洲市も結果の情報を共有させていただくという状況になっています。結局、現状は何も変わっていないというのが結果です。ただ野洲市と第一三共でそういうやり取りになっているということをここにご報告させていただきます。以上です。

市川会長

ありがとうございました。一言で言うと太陽光発電の計画ができる前の状態と同じことになったということですね。

吉川課長

全く提案がなかったことに、というようなレベルまで話が去年の7月以前に戻っているということです。

松沢副会長

ここの処理水を活性炭で処理して野洲川に放流しているのですよね。これが本当に大丈夫なのか、そのあたりは分からないのですか。野洲川に放流するという事は全部琵琶湖に行きますよね。この中の敷地内の水も多分、どういう水をここで処理しているのか我々は全然分からないから。あの時の今の提案があって京都新聞で書かれた時に我々初めて知ったのです。あそこの処理水が野洲川へ行くって、過去何十年間全然琵琶湖の利用者誰も分からないはずですよ。そんなのおかしいではないですか。ひどかった農薬のことをあそこに勤めていた人に私たちも

聞きましたが、非常に強い農薬だったから、人間までいかれたという話だから、そこの処理水をどんな処理の仕方をしようが野洲川へ流すなんてこれはおかしいのではないかと言っていました。そのあたりは本当に大丈夫なのか。県もこういうことを全部承知の上でやっているのか、そのあたりも一つ知りたいなと思います。

吉川課長

現状を申し上げますと、汲み上げた地下水は検査します。出てきた地下水は、処理をした上で放流するのですが、実は第一三共が野洲川に直接放流できる樋門を持っているんです。これは第一三共が占用許可を国から受けて野洲川に放流しているというふうになっていまして、これは法律で言うと「水質汚濁防止法」もそうですけれども、そこは基準の中で何とか水質を保っているということになります。一方で河川管理上の話、河川管理者がそれを認められるかどうかというののもちょっとありまして、国の方からはもともと工場があった時にこの樋門をつけてもよいということで許可が出ました。ところが今はもう工場がなくなってしまって更地になっていますから、本来工場も何もないところにそんな樋門いらないよねということなので、国は樋門を撤去してくださいというようなことを口頭で言っているようです。国が第一三共に対して、河川管理者として樋門を撤去してくださいと。今度放流する水がどこに行くのかという話になるんですが、今度は野洲川に直接放流できない場合は矢田川という市が管理している河川があるんですね。準用河川になります。ここに流していく。だけど基本的に地下水は、表面水は河川で受けるふうになっていますけど、地下水までは受けるようなことにはなっていないわけで、そのへんは協議が必要になってきます。ちょっとややこしい話ですけど、川に落ちれば当然琵琶湖に流れて行きますので、そこをどう河川管理者としてチェックしていくのかというのと、水質をきちんと安全なものかどうかということをチェックしていく、その2つを両輪でチェックしていくことになります。

松沢副会長

普通の何もないところの地下水とか工場内の水が流れるのはどこでもあり得ることだけど、本来こういう農薬を作っていた場所の水を流すという場合、普通の工場であれば何かの薬品を処理した水と一緒にだと思わないといけないと思う。普通の工場だったら薬品処理した水なんて川に絶対流さないでしょう。本来であればどこかに溜めて汲み上げてどこかに持っていくべきです。我々素人が考えたらそのように思いますが。

吉川課長

企業でどうされているのかというと、大体下水といっしょに流したり、あるいは処理したものを捨てるというのが一般的です。あと市内で言えば、例えばオムロンなんかはきちんとした処理施設を完備されていて、ビオトープみたいなのを作られていて、絶滅危惧種なんかのイチモンジタナゴ、他あと金魚とか鯉とかが生育できるようにしています。そこでもし魚が死ぬということになれば、何か異常があるとチェック機能が働くことになっていて、毎日監視されているようです。これは別にオムロンさんの方の肩を持つわけじゃないですけども、オムロンの考えとしては地下水を汲み上げて預かった水を預かった時以上にきれいにしてお返しす

るというようなことをおっしゃってしまして、水質にかなり神経質に対応されているそういう企業もあるということです。

松沢副会長

今のそういう先端技術の工場というのは、多くの水を汲み上げて水を使うわけですが、それは村田(製作所)も一緒だし、我々も見せてもらっているけど、あそこですら、そういうものですら大きな川を作ってそこに色んな魚を入れてそこを通してから流しているというのが現状だし、ここは本当にきつい農薬の製造工場の跡だから、その水を野洲川へ流すというのは最初聞いた時は信じられなかった。今の下水って我々琵琶湖を守っている者にしたら下水って一番怖いなって思っています。誰かが下水に変な物質をポンって放り込んだら一瞬にして処理場を通して行きますから、これは怖いなあと思っています。今そういう時代になってきたなと感じます。第一三共の件は、一度県でもよいですからきっちり今流している水はどこかでやはり検証してほしいなと思います。みんなが分かりやすいように。処理して流していますって言うだけではわかりません。あの水のデータもなければ何もないという状況です。誰が持っているのか知りませんが。周辺の井戸を調べているよりも。そのあたりもまた県に一度聞いておいてください。これはやはり野洲市が野洲川を管理しているわけではないけれど、野洲市は地元だからそのようなことを聞く権利もあるし、意味もあるだろうと思います。あれは私聞いて本当にびっくりしました。今まで昔だったら多くの会社が、こんなこと言ったら悪いけど、本当に夜中のうちにそういうのを流していたのも事実です。我々夜中に工場の排水を汲みに行って、何回見たことあるか分からない。何回突きつけたことか。昼間はきれいな浄化した水が流れている。夜の間にどこからか知らないがそのような水を流している。それを琵琶湖の魚が食べたら化粧の匂いがする。そんなのおかしいと調べたらそのようなことがあった。色んな会社って利益優先だから信用しなければいけないけど、信用だけではだめで、独自の検証もしないといけない。

市川会長

これについて、今日のご報告ということで。

報告事項の(5)が終わりました。「5. その他」がございますけれども、何かこの機会に市の方にご意見とかございますか。

富田委員

先ほど市長のご挨拶の中でごみ袋の話がございましたよね。市のごみ袋が高止まりということで、特に神経質になってごみを少なくする、あるいはあんな大きな立派な処理場が建っているし色々必要なことがあって、そうなのかなと思っていたのですが、今安くなるよというお話しがございましたよね。それはいわゆる平成 28 年 10 月から変わる、そのあたりからですか。

吉川課長

そうです、はい。

富田委員

それからもう一つ、今の計画の生活関連プロジェクトの中で「まちなかの緑づくりプロジェクト」というのがあるのですが、家棟川とかあるいはビワマスとか、里山、森の管理とか一生懸命やっけていただいています。いわゆるこの環境としてこの立派な基本計画、いい案というのか立派なものできて、また駅のところで開発というんですか、直している途中ですから余計なんですけど、環境都市の玄関口、環境都市としてのイメージを私たちは持っているんですけど、玄関口として「まちなかの緑づくりプロジェクト」とあって街路樹うんぬんと言うこと、家周りの場所とか公園とかの街路樹がうんぬんとか書いてあるんですけど、その玄関口がちょっと寂しいと言うんですか、あまり環境都市の環境のまちとしてのイメージが足りないのかなという気がします。もう少し駅から特にメインストリートにかけてのあの辺のイメージ、街路樹や緑づくりが点から線につながるような、街路樹でなくてもそれに代わるもので、家任せ、どこ任せではなくてももう少し計画的に点から線につながるよう整備していただきたい。せっかく野洲のいい案の、環境を一生懸命やっけていただいていますのでビワマスが遡上して上っていく中で、また琵琶湖を一生懸命守っていただく中で、ここが野洲なんだな、この環境を一生懸命やっけている琵琶湖の山から里に、里から琵琶湖へとつながっていくというそういうイメージをもう少し落ち着いて出してもらいたい。これから先さらにこれが 10 年間続く基本計画ですので、そんな中で少し駅周辺からメインストリートというところをもう少し「まちなかの緑プロジェクト」の中で謳っていただけたらありがたいかなと思うのですが。

市川会長

駅前の将来ビジョンみたいなそういうのはあるのですか。

吉川課長

今まさに駅前南口の整備を検討しているところでございまして、そこに当然今おっしゃっていただいたように緑というテーマがあります。それをどういう形で盛り込んでいくのか、病院だけがクローズアップされていますけれども、病院だけではなくて駅前は市民の心と健康づくりのゾーンにしましょうということで、緑も含めて今検討しているところですし、都市部の緑のあり方と今までは山とかあるいは農地が広がるような緑のあり方とか、そこはまたそれぞれの機能、役割があると思いますので、そこはきちっと分けて考えていきたいと思います。駅前に関しては今都市計画の方で今おっしゃられたようなことを含めて考えております。

市川会長

何かそういう写真というか絵はできているのですか。

吉川課長

まだできていないです。ご存知の方が多いと思いますが、野洲市が今市民病院を整備するかどうかというところで検討していきまして、そのあたりでしっかりした絵がまだそこまでは描けていない段階です。駅前に病院を設置したらどうかということですので、それがあつた場合となつた場合がありますので、そこがまだちょっと図とか絵はお見せできません。

富田委員

電線の埋設、地下の埋設やっただいて、そういう大掛かりなことをやっていただいているし、もう少し街路樹があつてメインストリートが落ち着いたものになったらいいかなとか、せっかく「まちなかの緑づくりのプロジェクト」があるので、もう少し計画的に市が力を入れてやってほしい。

吉川課長

景観も大事だということと、眺望とか色んなテーマがありまして、特に野洲駅から国道 8 号に向いてこのメインストリートになりますけど、ここは今県の方で事業していただいています、電柱を地下に入れてきれいにしましょう。もう一つはそこに「まちのあかり事業」というのがありまして、さっき交付金の話がありましたけれども、そういう事業を使いながら「まちのあかり事業」、要するにやはりまちにはきちんと明かりもいるし、緑もいるし、そこはバランスをとって整備していこうじゃないかというようなことで今進めています。

島田委員

今の関連もそうですが、多分今のは都市計画の話が絡みますよね。先ほどのごみの話もそうなのですが、この素案のところの 2 ページに野洲市の関連計画と整合性を図るところがあって、前にごみ処理基本計画という話と、今の駅前整備の話は多分都市計画マスタープランとの関わり、農業振興計画の中にも多分環境が入ってきます。ですので、もし可能であれば、例えばそれに関連するところで都市計画マスタープランとの整合を図りつつ相互に協働でやるとか、廃棄物のところであれば「一般廃棄物処理基本計画」と整合性を図りつつ推進するとか、ちょっとそういうのが書いてあると、計画との関連がわかりますね。ごみのところで処理計画に基づく数値とか出てきますけど、まちづくりの話であれば、今の都市計画の話に絡むところで、例えば都市計画マスタープランの都市の整備と整合性を図りつつ推進するとかいうのが少し入っていると都市計画の話と関連します。そして関連して一緒にプロジェクトとしてしないといけないということになります。どちらかと言うとこの計画は色々推進していく際のマニュアルというか、色々確認するためのものですので、それが書いてあると、この 2 ページの位置付けのところだけに出てくるのではなくて関わる場所に書いてあるとよいのではないかなと思います。

市川会長

これは巻末に用語注は付けていただいていますけど、巻末に関連する色んな基本計画とか、滋賀県の「環境基本計画」とか、それを書くのは量的に難しいと思うのですが、それはどこを見たらよいかとか、例えば WEB のサイトを書いていただくとか、ちょっと簡単に駅前の開発というのが書ければ隅に書いていただければよいですけど、この中身はどこを見ればその内容が分かるかというのを巻末の資料として入れていただければよいのではないですか。巻末でなくても適切なところでいいですけど。

吉川課長

ちょっとそのあたりを工夫します。

市川会長

他いかがでしょうか。よろしいですか。これで予定していた議題は全て終わりましたので事務局の方に進行をお返しいたします。

井狩専門員

お配りしました別表 2 でページのずれが生じておりましたので、新しいものをお配りさせていただきますので交換させていただきます。よろしくお願いいたします。

吉川課長

それでは長時間ご審議をいただきましてありがとうございます。それでは閉会にあたりまして環境経済部長の立入がご挨拶申し上げます。

立入部長

一言ご挨拶申し上げたいと思います。今日は会長には議事の進行大変ありがとうございました。皆様には本当に貴重なご意見をいただきました。会を重ねるごとにご審議をいただく中でまだ完全な計画ではないですが、審議を重ねるといい計画になってくるのかなというように今日も感じたところでございます。次回は基本的には今日いただいたご意見等を踏まえて最終の原案の計画で最終的にご確認をいただきたいと思いますところでございます。本日ご意見をいただけなかった箇所もございますので、再度目を通していただきまして、立派な計画をするためにももう一度目を通していただきまして立派な計画を作りたいと、このように思っておりますので、もう一度ご一読をいただければと思っております。今後とも皆様の貴重なご意見を引き続きお願いすることを申し上げまして簡単ではございますがお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

以上